

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 2 項後段の規定に基づき以下の樹木採取区の変更について公示する。

令和 7 年 7 月 3 1 日
関 東 森 林 管 理 局 長

1 樹木採取区の名称

関東 1 茨城徳田樹木採取区

2 樹木採取区の所在地

（変更前） 別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

（変更後） 別紙 3 及び別紙 4 のとおり。

3 変更した樹木採取区の面積

（変更前） 樹木採取区的面積 2 6 1 . 1 5 ha

採取可能面積 1 5 2 . 2 3 ha

備考：面積は、森林調査簿（3 年 3 月 31 日時点）及び国有林 GIS
（令和 3 年 3 月 31 日時点）の計測による。

（変更後） 樹木採取区的面積 2 3 2 . 6 9 ha

採取可能面積 1 5 2 . 2 3 ha

備考：面積は、森林調査簿（3 年 3 月 31 日時点）及び国有林 GIS
（令和 3 年 3 月 31 日時点）の計測による。

4 変更した区域図及び区域位置図

（変更前） 別紙 2 のとおり。

（変更後） 別紙 4 のとおり。